

## 波崎漁港海岸休憩施設の指定管理者候補者の選定結果について

農林水産部水産振興課  
(TEL 029-301-4125)

波崎漁港海岸休憩施設の管理につきまして、下記のとおり指定管理者候補者を選定いたしました。

今後開催される県議会第4回定例会において指定の議決を経て、波崎漁港海岸休憩施設の指定管理者に指定します。

なお、下記の指定管理者候補者による指定管理は、令和6年4月1日から実施される予定です。

### 記

1 指定管理者候補者	神栖市	
2 指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間	
3 応募団体数	候補者を含めて1団体	
4 選定方法		
(1) 選定委員会委員数	外部委員：3名 県側委員：2名      合計：5名	
(2) 選定方法	1次審査：事務局による書面審査 2次審査：選定委員会においてヒアリング、事業計画書等審査	
(3) 選定基準		
	審 査 項 目	配 点
1 県民の平等利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平等利用が確保されているか。</li> <li>・利用者本位のサービスが提供されているか。</li> </ul>	20
2 施設の効用の最大限の発揮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的・性格を理解した計画か。</li> <li>・計画書の内容を適切に遂行できるか。</li> </ul>	30
3 経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費削減を行える計画となっているか。</li> </ul>	5
4 業務を安定して行う物的・人的能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した経営基盤を有しているか。</li> <li>・必要な知識及び経験を有する適切な人材配置となっているか。</li> </ul>	45
		100点
5 選定理由	<p>選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、神栖市を指定管理者候補者として選定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定的な経営基盤を有し、管理計画を適切に遂行できる。</li> </ul>	